

知っていますか？

成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症の高齢者など、判断能力が十分でない方が不利益を被らないようにするために、財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた後見人などが行い、本人の保護や支援を行う制度です。

成年後見制度による支援

- 預金通帳や有価証券など財産の管理
- 介護保険などのサービス契約、施設入所や入院の契約など
- 借家の契約や自宅の保全など住居の確保
- 訪問販売などでだまされないう、後見人が契約行為を代理で行う（代理権）、同意がないと法律行為ができないようにする（同意権）、同意を得ないで行った契約行為を取り消す（取消権）
- その他、相続や不動産の処分など法的手続きの代行

こんなときは、成年後見制度を利用しましょう

悪徳商法の被害にあったBさん

Bさんは、最近、軽度の認知症があり、長男の留守中に訪問販売で高額な布団を購入してしまいました。困った長男は、契約などを取り消すことができるようにするため、補助開始の審判の申立てを行いました。



長男が補助人に選任され、本人が高額な商品を購入してしまったときは、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

身寄りのないAさん

ひとり暮らしのAさんは、認知症がかなり進んでいて子どもや親族もいません。最近入院しましたが、預金の引き出しや入院費の支払いができず、退院後、自宅に戻ることも難しい状況でした。民生委員が市役所に相談し、市長により後見開始の審判の申立てを行いました。



社会福祉士が成年後見人に選任され、金銭管理や、介護施設への入所申し込みを行うことになりました。

将来の財産管理が心配なCさん

Cさんは所有するアパートの管理をしていましたが、将来に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数カ月後、Cさんは脳梗塞で倒れた後、認知症の症状が現れ、アパートの管理ができなくなったため、長女が後見開始の審判の申立てを行いました。



弁護士が任意後見監督人に選任され、弁護士監督のもとで長女がアパート管理を含むCさんの財産管理などを行うことになりました。



成年後見制度に関する問い合わせは

- 名古屋家庭裁判所豊橋支部 ☎0532◆52◆3237
- 社会福祉協議会 ☎69◆3911
- 長寿課 ☎66◆1105